

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

ATM共同利用

三菱UFJ銀行と三井住友銀行は、店舗以外にあるATMの共同利用を開始。キャッシュレス化やネットバンクによりATMの利用率は低下しており、効率化を図る。

今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

9/23(月) 友引 秋分の日
24(火) 先負 結核予防週間
25(水) 仏滅
26(木) 大安 彼岸明け
27(金) 赤口 陸上世界選手権(ドーハ)、世界観光の日
28(土) 先勝
29(日) 先負 旧暦9月1日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
9/16(月) 敬老の日		
17(火)	22,001 △ 13	108.12 ▼0.17
18(水)	21,961 ▼ 40	108.19 ▼0.07
19(木)	22,044 △ 83	108.04 △0.15
20(金)	22,079 △ 35	107.92 △0.12

消費税率引上げに伴い実施される制度等

◎住宅取得支援……消費税率10%が適用される住宅の取得等した場合に、①住宅ローン減税の控除期間を13年間に拡充、②すまい給付金の対象者を拡大し、給付額も最大50万円に引上げ、③一定の性能を有する住宅の新築等に対して、商品と交換可能なポイント(新築は最大35万円相当)を付与する次世代住宅ポイント制度の創設、④住宅取得等資金の贈与に係る非課税措置の非課税枠を2500万円(省エネ等住宅は3千万円)に拡充します。

◎自動車購入支援……①自動車取得税を廃止し、代わりに燃費性能に応じて0~3%(軽自動車は0~2%)を課税する「環境性能割」を導入(自家用乗用車は来年9月まで1%軽減)、②10月以降に購入する新車登録車から自動車税を恒久的に引下げます。

◎キャッシュレス決済に対するポイント還元……対象店舗でクレジットカードやスマートフォン等を使ったキャッシュレス決済により代金を支払った場合に5%(フランチャイズチェーン傘下の店舗等は2%)のポイント還元が受けられます。

◎プレミアム付き商品券の発行……住民税非課税者と学齢3歳未満の子がいる世帯を対象に、一人につき最大で額面2万5千円分を2万円で購入できる商品券が発行されます(額面5千円単位で購入可能)。

◎幼児教育・保育の無償化……3~5歳児と住民税非課税世帯の0~2歳児を対象に保育所や幼稚園、認定こども園などの利用料を原則、無償化します。

◎年金生活者支援給付金……所得が一定以下の高齢・障害・遺族年金の受給者に給付金を支給します。

◎低所得高齢者の介護保険軽減……住民税非課税世帯を対象に65歳以上の介護保険料を軽減します。

■この記事の詳細は、情報BOX201536

軽減税率に伴う簡易課税制度の届出特例

簡易課税制度は消費税の納付税額を計算する際、課税売上高に対する税額の一定割合(事業区分ごとのみなし仕入れ率)を仕入控除税額とする制度で、適用を受ける課税期間の前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の事業者が選択できます。

同制度を適用する場合は原則、課税期間の開始前までに「簡易課税制度選択届出書」の提出が必要ですが、軽減税率制度の実施により届出の特例が設けられ、来月1日から令和2年9月30日までを含む課税期間については、その課税期間の末日までに届出書を提出することで適用できます。

なお、簡易課税を選択した場合は、2年間継続して適用する必要があります。

高齢者の雇用環境整備が益々重要に

総務省が公表した「統計からみた我が国の高齢者」によると、65歳以上の高齢者人口(今月15日現在推計)は3588万人、総人口に占める割合は28.4%で過去最高となりました。また、昨年における高齢者の就業者数は862万人で、就業者総数の12.9%を占めています。

企業には高年齢者雇用安定法により65歳までの雇用確保措置を義務付けていますが、70歳までの雇用を努力義務化する改正案が検討されており、高齢者の雇用環境整備が益々重要となります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

消費税率 10%への引上げに伴い実施される主な制度等

◆消費税率 10%が適用される住宅の取得等した場合の支援

①住宅ローン減税の拡充

年末の住宅ローン残高の 1%が所得税から控除される制度について、控除期間が 3 年延長され 13 年間になります。適用年の 11 年目から 13 年目の 3 年間における控除額は消費税率引上げによる負担増加分（消費税 2%分）が上限となります。令和 2 年（2020 年）12 月 31 日までの間に入居した方が対象です。

②すまい給付金制度の拡充

新築住宅や中古住宅（個人間売買を除く）を取得した方の収入に応じて給付金を支給する制度について、給付の対象となる方の収入額（モデル世帯における目安額）が 775 万円以下に拡大します。また、給付額も最大 50 万円に上げられます。令和 3 年（2021 年）12 月 31 日までに引渡しを受け、入居した方が対象です。

③次世代住宅ポイント制度の創設

省エネ、耐震、バリアフリー性能など一定性能を有する住宅や、家事負担軽減に役立つ設備を設置した新築やリフォームに対して、新築は最大 35 万円相当、リフォームは最大 30 万円相当のポイントが付与します。令和 2 年（2020 年）3 月 31 日までに契約の締結等をした方が対象です。

④住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

直系尊属から住宅取得等に充てる資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税枠を 2,500 万円（省エネ等住宅は 3,000 万円）に拡充します。平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から令和 2 年（2020 年）3 月 31 日までに契約した場合が対象です。

◆自動車購入支援

①「環境性能割」の導入

自動車取得税は消費税率引き上げ時に廃止され、新たに「環境性能割」という取得時の税が導入されます。環境性能割は、燃費性能に応じて、登録車は 0～3%、軽自動車は 0～2%課税されます。燃費のいい車ほど税が軽減される仕組みで、燃費性能が高い電気自動車等は非課税となります。なお、令和元年（2019 年）10 月から 1 年間は、環境性能割の 1%分を軽減します。

②自動車税の恒久減税

令和元年（2019 年）10 月以降に初回新規登録を受けた新車登録車から、全排気量で自動車税が引下げられます。減税額は排気量によって異なり、排気量が小さいほど減税額が大きくなります。なお、軽自動車税は引下げられません。

◆キャッシュレス決済に対するポイント還元

令和元年（2019 年）10 月から令和 2 年（2020 年）6 月までの間、対象店舗でクレジットカード・デビットカード・電子マネー・スマートフォン等を使って代金を支払うと、5%（フランチャイズチェーン傘下の店舗等では 2%）ポイント還元が受けられます。EC サイト上の店舗も対象です。対象店舗は、店頭のパスターや地図アプリ、ホームページで確認できます。

◆プレミアム付き商品券の発行

住民税非課税の方（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族や生活保護被保護者等を除く）と、学齢 3 歳未満（2016 年 4 月 2 日から 2019 年 9 月 30 日までの間に生まれた子）の子育て世帯の方が購入対象です。同商品券は額面 5 千円単位での販売となり、最大で額面 2 万 5 千円分を 2 万円で購入できます（子育て世帯に該当する場合は子の人数分）。令和元年（2019 年）10 月から最大 6 ヶ月間（使用期間は市区町村が定める）、市区町村内の店舗で使用できます。

◆幼児教育・保育の無償化

令和元年（2019 年）10 月から、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する 3 歳から 5 歳までの全ての子供の利用料を無償化します（幼稚園は月額上限 2.57 万円）。また、住民税非課税世帯を対象として 0 歳から 2 歳までの利用料を無償化します。

◆年金生活者支援給付金

令和元年（2019 年）10 月から、公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の方に年金に上乗せして支給します。65 歳以上の老齢基礎年金の受給者、障害基礎年金の受給者、遺族基礎年金の受給者を対象とした 3 つの支援給付金があります。

◆低所得高齢者の介護保険軽減

令和元年（2019 年）10 月から、住民税非課税世帯を対象に 65 歳以上の介護保険料を所得段階ごとに軽減します。